

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第一条 理容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号(表) 中

開設予定年月日	平成 年 月 日
---------	----------

を

開設予定年月日	平成 年 月 日
美容所の名称 <small>(美容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合)</small>	
美容所の開設予定年月日 <small>(美容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合)</small>	

に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第二条 美容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号(表) 中

開設予定年月日	平成 年 月 日
---------	----------

を

開設予定年月日	平成 年 月 日
美容所の名称 <small>(美容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合)</small>	
美容所の開設予定年月日 <small>(美容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合)</small>	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。